

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">デビットカード規定</p> <p>(令和<u>6年10月1日</u>現在)</p> <p>第1章 デビットカード取引</p> <p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第<u>7</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第<u>7</u>条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第 <u>15</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>6. (読替規定)</p> <p>カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第<u>7</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第<u>7</u>条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第 <u>15</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>第4章 管理</p> <p>2. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番</p>	<p style="text-align: center;">デビットカード規定</p> <p>(令和<u>5年6月1日</u>現在)</p> <p>第1章 デビットカード取引</p> <p>5. (読替規定)</p> <p>カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第<u>6</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第<u>6</u>条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第 <u>14</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>第2章 キャッシュアウト取引</p> <p>6. (読替規定)</p> <p>カードをCOデビット取引に利用する場合におけるカード規定ならびにICカード規定の適用については、同規定第<u>6</u>条中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第<u>6</u>条第1項中「代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による貯金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第 <u>14</u> 条中「貯金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。</p> <p>第4章 管理</p> <p>2. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) デビットカード取引において、当組合所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、</p>

号を誤って端末機に入力した場合、デビットカード取引のほか、ATMや窓口での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。

ATM(追加)での入出金、残高照会等、カードを利用する一切の取引が利用できなくなります。その場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを返却してください。